

質問の件名及び質問の要旨（質問時間）	答弁を求める者
<p>1 生活保護制度を低所得者の生活保障制度とするために（40分）</p> <p>今年、5年に1度の生活扶助基準の見直しの年となっていますが、安倍政権が、最大5%という生活扶助基準引き下げの方針を決めたことに対して、国民の不安と批判が広がっております。</p> <p>生活保護の問題は、制度を利用している人だけの問題ではありません。今日の日本で貧困は、特別の事情ではなく、倒産、失業、リストラ、病気、親や家族の介護などで職を失えば、誰もが貧困に陥ってもおかしくない状態におかれています。</p> <p>また、生活扶助基準の引下げは、住民税、保育料、介護保険料、就学援助、最低賃金などに連動し、広範な国民の生活に重大な影響を与えます。憲法25条に明記された国民の生存権を保障する最後のセーフティーネットである生活保護のあり方は、すべての国民の権利にかかわる重大な問題であります。</p> <p>厚生労働省は1月25日までに、政府が狙う10月からの生活保護費の削減を実施すれば、これに伴い47の低所得者向けの医療・福祉、年金などの施策で影響が出ることを明らかにしました。生活保護費削減が決定されれば、多くの低所得者が他の制度でも負担増などの不利益を受ける可能性があります。</p> <p>生活保護基準は、憲法25条で保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化したもので、低所得者を対象とする他の施策の給付水準や給付対象などに連動しています。厚労省が発表した47の施策には、学用品や給食費を補助する就学援助や障害福祉サービスの利用者負担上限月額、保育料基準などが含まれます。</p> <p>厚労省は、生活保護基準を減額しても「できる限り、（他の制度に）その影響が及ばないように対応する」としています。しかし、前回・2013年にも今回と同様に、日常生活費に充てる生活扶助費が段階的に引き下げられ、この時は大阪市をはじめとする全国27自治体（2015年度調査）が、就学援助の対象者を狭める事態が起きています。生活保護基準の引下げ時点で就学援助を受けていた世帯の影響だけではなく、従来通りの基準なら就学援助を受けられた入学前の子を持つ世帯でも受けられなくなった世帯があったとみられます。</p> <p>今回の政府の生活保護費削減計画は、食費や光熱費など日常生活に充てる「生活扶助」を最大5%削減することなどを行うものです。この生活扶助基準を審議した厚労省の諮問機関である「社会保障審議会生活保護基準部会」は、昨年12月にまとめた報告書で、2013年の同基準引下げによる他制度への影響に関して、対象が広範囲に及び「十分な検証を行うことが出来なかった」と述べています。</p>	<p>市長 教育委員会教育長</p>

以上は、「しんぶん赤旗」1月28日の報道によるものですが、「生活保護基準引き下げで影響を受ける主なもの」として、以下の項目を挙げています。

①介護保険料、利用料の減免、②難病患者への医療費助成、③保育料、④障害福祉サービスの利用者負担上限月額、⑤国民年金保険料の減免、⑥就学援助、⑦特別支援教育就学奨励費、⑧中国残留邦人への給付、⑨ハンセン病療養所の入所者家族への給付

そこで、以下、順次お尋ねします。

- (1) 生活保護についての市の方針は。
- (2) 今回の生活扶助費引き下げ案についての考えは。
- (3) 市の生活保護利用者の実態を年代別、世帯種別に。
- (4) 鶴ヶ島市での生活保護利用者の捕捉率は。また、定期的に捕捉率を公表することは。
- (5) 「生活保護は生活保障、憲法25条に規定された国民の権利」であると広報、周知すべきと考えますが、いかがでしょうか。
- (6) 「生活保護基準引き下げで影響を受ける主なもの」に関して、市の2013年引下げ時の対応と今回決定された場合の対応について、以下お聞きします。

ア 介護保険料、利用料の減免

イ 難病患者への医療費助成

ウ 保育料

エ 障害福祉サービスの利用者負担上限月額

オ 国民年金保険料の減免

カ 就学援助

キ 特別支援教育就学奨励費

ク その他、市が関係する制度

2 介護保険を真に高齢者福祉制度とするために（20分）

つい最近、親しく交流のあった方が92歳で逝去されました。3年前に夫人を亡くし、以来一人住まいでした。ここまで高齢でなくても、今後65歳以上の高齢者の独居率が上がり、2040年に65歳以上の単独世帯が一般世帯全体の4割近くに達するとの推計（国立社会保障・人口問題研究所）が公表されています。

このような具体的な例から、第7期介護保険事業計画に関連してお尋ねします。

- (1) 今後3年間の介護保険給付サービスの見込み量は。
- (2) 第6期では、介護を必要とする方に漏れなく必要なサービスを提供できたのでしょうか。

市長

- (3) 65歳以上の単身世帯には毎月一回見守りに訪問するようになっている、と当事者から聞いていますが、地域によってはやられていないのではないのでしょうか。
- (4) 要介護認定されても、どのようなサービスを受けられるのか分からない、との声もあります。認定者に対する周知、働きかけはどのようにしていますか。
- (5) 認定を受けても、個々の要介護認定者が介護サービスをどのように受けているのかは、施設との契約なので市ではわからないと答弁をいただいています。被保険者が認定された要介護度で受けられるサービスを受けているかどうかをどのように把握するのでしょうか。
- (6) 保険料基準額を200円引き上げるとのことですが、第1号被保険者の収入の実態はどうなっていますか。滞納者を増やすことにはなりませんか。
- (7) 年金が18万円以上の第1号被保険者は、年金から特別徴収されます。年金額が少ない方は、特別徴収されて滞納にならないとしても、介護サービスの利用料は払えないのではないのでしょうか。
- (8) 普通徴収の被保険者は、18万円未満ですが、本来は生活保護を受けべき対象者なのではないですか。
- (9) 第7期事業計画の「制度改正のポイント」について、以下のことでお尋ねします。
- ア 新しく創設される「介護医療院」について具体的に。
- イ 「共生型サービス」で何がどのように変わりますか。
- ウ 居宅介護支援事業所の指定権限の変更は、認定被保険者にとって制度の改善となるのでしょうか。
- エ 介護保険適用除外施設の住所地特例の見直しにより、鶴ヶ島市にとっての負担はどうなりますか。
- オ 調整交付金の交付基準の変更は、鶴ヶ島市の人口構成ではどのような影響を受けますか。
- カ 一定以上の所得がある方の利用者負担の変更で、3割負担となる方ができます。本来1割負担だったのが、2割負担が導入され、今度は3割負担では、利用が不可能となってサービスの利用をやめたり、施設からの退所を余儀なくされたりすることが出てきます。どう考えますか。